

一 般 質 問 通 告 書

令和 7年 5月 8日

議 会 議 長 様

議席番号 2 番

議員氏名 市 毛 大 助

質 問 事 項	質 問 要 旨	指 定 答 弁 者
1 . 大 字 大 塚 4 2 0 番 地 に お け る 無 許 可 開 発 の 現 状 は	<p>先の議会でも一般質問で取り上げましたが、近年、都市計画法などの規定に違反し、許可なく開発行為を行う無許可開発が問題となっています。これは、環境破壊や地域住民への影響、さらには公共インフラへの負担など、様々な問題を引き起こす可能性があり、極めて悪質な行為であると認識しています。</p> <p>前回、建築課長の答弁では、「関係人に対して事情聴取を行い違反開発であると認識したのちに是正指導を進める」とのことでしたが、その後の進捗状況等について以下伺います。</p> <p>(1) 当該敷地に建設された違法建築物について、是正指導の状況及び所有者の対応はどうなっているのか。</p> <p>(2) 農地の一部がコンクリート打ちや砂利敷となっているが、その後の指導状況は。</p> <p>(3) ガードレールも撤去されているが、その後の指導状況は。</p> <p>(4) 当該敷地の向かいに約9反の遊休農地があるが、無許可開発を防止するための対策を講じているのか。</p>	町長 副町長 建築課長 農業委員会事務局長 都市施設整備課長 担当課長

5月 8日 午前・午後 1時50分 受理

質問事項	質問要旨	指定答弁者
2. アグリパークゆめすぎとの運営体制等は	<p>アグリパークゆめすぎとは、平成13年に開園し、開園以来、有限会社アグリパークゆめすぎとが管理運営を行っています。</p> <p>また、平成18年度からは、民間事業者の有するノウハウを活用することにより、多様化する消費者ニーズに効果的・効率的に対応できるよう指定管理制度を導入し、現在に至っているところです。</p> <p>開園から約24年が経過したところですが、アグリパークゆめすぎとの運営体制等について、以下伺います。</p> <p>(1) 幸手市にあるJA埼玉みずほ農産物直売所「さくらファーム」の実質販売手数料は15%であるが、アグリパークは16%である。この差が影響して、アグリパークの生産者が流れてしまっていると同っている。この現状をどう分析しているのか。</p> <p>(2) アグリパークの運営を行うにあたり、長くアグリパークで勤務し、職務に精通している社員のモチベーション低下が懸念されるが、福利厚生等に問題はないのか。</p> <p>(3) 昨年度、農業委員会で足立区都市農業公園を視察したと同っているが、当該農業公園の指定管理料の金額は。</p> <p>(4) アグリパークの公園「ひだまり広場」を都市公園にすることは可能か。</p>	町長 副町長 産業振興課長 都市施設整備課長 担当課長
3. ふるさと納税額を3億円に増やすには	<p>当町の基幹産業は農業であるため、ふるさと納税返礼品として、もっと米をアピールすべきと考えます。そこで、以下伺います。</p> <p>(1) 米をふるさと納税返礼品として選んだ場合、ふるさと納税の一連の流れは。</p> <p>(2) ふるさと納税を増やすために、町ができることは何か。</p> <p>(3) ふるさと納税が3億円になった場合、ふるさと納税返礼品としての米はどのくらいの量になるのか。</p> <p>(4) 昨今の米不足などにより、ふるさと納税返礼品用の米が不足となった時の対策は考えているのか。</p>	町長 副町長 総合政策課長 担当課長